



2024年9月6日

各位

上場会社名	ココヨ株式会社
代表者	代表執行役社長 黒田 英邦 (コード番号 7984 東証プライム)
問合せ先責任者	執行役員 理財本部長 本田 仁志 (TEL06-6976-1221)

グラフェンユニファイ株式会社 SaaS 型サービス「Armada SO」の 事業譲受に関するお知らせ

当社は、下記の通り、グラフェンユニファイ株式会社が保有する、シェアオフィス施設向けの運用サービスの一部事業を譲り受けることについて合意し、事業譲渡契約を締結致しましたのでお知らせいたします。尚、本件は適時開示基準に該当しませんが、有用な情報と判断し、任意開示するものです。

記

1. 事業譲受の理由

当社グループは、2030年に向けた「長期ビジョン CCC2030」において、より長期視点での経営をおこなっていくための経営モデルとして「森林経営モデル」を掲げ、「自律協働社会」の実現に向けた自らの役割を「WORK & LIFE STYLE Company」と定め、「働く」「学ぶ・暮らす」の領域で、豊かな生き方を創造する企業となるべく取り組んでおります。

「長期ビジョン CCC2030」の実現に向けて、まずは2022年を初年度とする第3次中期経営計画「Field Expansion 2024」において、事業領域の拡大を加速するための成長モデルの実現に向けた経営課題として、「ダイナミックな成長投資」「人材の活躍と成長」「イノベーションの活性化」「社会価値と経済価値の両立」を掲げております。

また、2つの事業領域の1つである「ワークスタイル領域」においては、既存事業の領域拡張として「ハイブリッドワークプレイス領域」を設定している他、新規ニーズの事業化として「オフィス運用領域」「人材価値領域」に向けた研究開発を開始致しました。ワークスタイル領域のファニチャー事業においては、国内における働き方の変化に伴うオフィスリニューアル需要の獲得と、オフィス空間商材や海外事業の拡大による領域拡張を目指しております。

グラフェンユニファイ株式会社は、事業用不動産の運営管理を自動化するクラウドサービス「Armada(アルマダ)PM/SO」を自ら開発・提供している企業です。フレキシブルオフィス市場は、今後も一定の成長が見込まれることに加え、地方自治体における創業支援や遊休不動産の利活用、オフィスビルの共有フロアの活用拡大など、シェアリングスペースを開設する動きが続いており、本サービスにおける新たな市場機会として考えられます。

当社は、当社完全子会社であるココヨアンドパートナーズ株式会社を通じて、シェアオフィス運営受託事業の拡大に取り組んでおりますが、

グラフィックユニファイ株式会社の事業である『Armada(アルマダ)PM/SO』のうち、『Armada(アルマダ)SO』事業譲り受けは、当事業の拡大に資するものであると考え、事業譲渡契約を締結することと致しました。

2. 事業譲受の内容

(1) 対象事業内容

グラフィックユニファイ株式会社が保有するシェアオフィス施設向けの運用システム「Armada SO」の事業買収

(2) グラフィックユニファイ株式会社の経営成績

相手先との協議により非公表とさせていただきます。

(3) 対象事業の資産・負債の項目及び金額

相手先との協議により非公表とさせていただきます。

(4) 対象事業の譲受価額及び決済方法

相手先との協議により非公表とさせていただきます。

3. グラフィックユニファイ株式会社の概要

(1)	名 称	グラフィックユニファイ株式会社	
(2)	所 在 地	東京都渋谷区渋谷二丁目 14 番 10 号 長沼ビル	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 本丸達也 代表取締役 森村茉文	
(4)	事 業 内 容	オフィスビルや商業施設などの事業用不動産の運営管理の自動化・自律化を推進する不動産管理 SaaS 型サービス『Armada (アルマダ)』の企画、開発、運用	
(5)	資 本 金	730,409,800 円 (2023 年 12 月 31 日時点、資本準備金含む)	
(6)	設 立 年 月 日	2018 年 1 月	
(7)	純 資 産	相手先との協議により非公表とさせていただきます。	
(8)	総 資 産	相手先との協議により非公表とさせていただきます。	
(9)	大株主及び持株比率	相手先との協議により非公表とさせていただきます。	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 会 社 の 関 係	資本関係	該当なし
		人的関係	該当なし
		取引関係	コクヨアンドパートナーズ株式会社との間で 販売パートナー契約に基づいた取引あり
		関連当事者	該当なし

4. 日程

(1) 事業譲渡契約の締結 2024 年 7 月 30 日

(2) 事業譲渡期日 2024 年 9 月 30 日 (予定)

(注) 本件事業譲受は、会社法第 467 条第 1 項第 3 号に該当しない事業譲受であるため、株主総会決議を要しません。

5. 会計処理の概要

本件事業譲受は企業結合会計基準上の「取得」に該当する見込みです。

6. 今後の見通し

本件に伴う当期業績への影響は軽微であります。今後の業績に重大な影響が見込まれる場合には、速やかにお知らせ致します。

以 上